

学校法人東京医科大学理事等に関する倫理規程

平成20年9月9日
制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東京医科大学（以下「法人」という。）の委嘱を受けた理事及び監事（以下「理事等」という。）の行動規範を定めることにより、地位・職責の自覚を促し、法人の社会的信頼性を高めることを目的とする。

(職務)

第2条 理事等は学校法人東京医科大学寄附行為に定める職務を行う。

(品格の保持)

第3条 理事等は法人の名誉を重んじ、理事等にふさわしい品格を保たなければならない。

(判断基準)

第4条 理事等は職務を遂行するに当たり、法令及び法人の諸規程はもとより公序良俗に従い、自らの信念に基づき最善の判断を下さなければならない。

(地位の利用)

第5条 理事等はその地位を利用して自らの利益または第三者の利益を図る行為をしてはならない。
2 理事等は、法人と取引関係のある第三者からの贈答品や寄附金等何らかの経済的利益並びに便益を得てはならない。

(守秘義務)

第6条 理事等が職務上知り得た情報について、濫りに漏洩してはならない。

(情報の開示)

第7条 法人を代表する理事長は財務情報等の情報を第三者に公開する場合は、取扱に注意し、目的に応じ必要な限度で適切な方法により開示し、内容については正確を期さなければならない。

(社会的活動等)

第8条 理事等は法人内外を問わず法人の理事等の地位、職責に悖る不適切な社会的活動をしてはならない。

(兼業の禁止等)

第9条 理事等はその在職中本法人の理事等の責務と相反するおそれのある他の法人等（以下「他の法人等」という。）の職務または業務に従事してはならない。ただし、理事長に兼業許可を願い出て受理された場合はこの限りではない。また、学校法人会計基準に伴う調査書を提出し関連当事者との取引を禁止する。

2 理事等は別に定める法人の利益相反マネジメント・ポリシーに基づき、利益相反による弊害を生じないように努めなければならない。

(保証の許可)

第10条 理事等は、他の法人等の債務につき保証人となるときは、理事長の許可を得なければならない。

(寄附金募集活動)

第11条 理事等は法人を財政面で支援するため、自ら募金活動に積極的に協力しなければならない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成20年9月9日から施行する。